

発議第7号

香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び香芝市議会委員会条例（平成4年3月25日条例第14号）第5条第1項の規定により、香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会を設置する。

令和4年9月29日提出

提出者

香芝市議会議員

眞鍋 亜樹

賛成者

香芝市議会議員

河杉 博之

下村 佳史

中谷 一輝

木下 充啓

香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会の設置について

香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名 称 香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会
2. 委員の定数 5人
3. 設置の根拠 香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。
4. 調査事項 (1) 庁舎、その他公共施設における乳幼児等の施設利用に関する環境調査に関すること
(2) 議長の諮問に関すること
(3) その他
5. 調査期限 香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。